

阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付事業のご案内

阿波市への移住定住促進による地域の活性化を図るため、阿波市空き家情報登録制度（空き家バンク）に登録し、登録期間中に売買契約が成立した空き家に残存する家財道具等の処分に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。



家

【申請対象となる住宅】 次の(1)~(3)の全てを満たす住宅

- (1) 空き家バンクに登録した空き家
- (2) 空き家バンク登録期間中に、売買契約を締結した空き家
- (3) 過去に阿波市空き家家財道具等処分費補助金の交付を受けていない空き家



人

【申請対象となる方】 次の①~⑦の全てを満たす方

- ① 自ら居住するために、対象となる空き家を購入した方
- ② 阿波市へ5年以上定住する意思のある方
- ③ 補助金の交付申請年度の3月31日までに入居する方
- ④ 市税等の滞納の無い方
- ⑤ 過去に阿波市空き家家財道具等処分費補助金の交付を受けていない方（同一世帯の方・同居人を含む）
- ⑥ 対象となる空き家について、空き家バンクへの登録申し込みを行った方等（空き家登録者等）の3親等以内の方または同居人ではない方
- ⑦ 暴力団員ではない方



【申請期間】 次の①~③の全てを満たす期間

- ① 不動産売買契約成立の翌日から3箇月以内
- ② 物件が空き家バンクに登録中または登録抹消の翌日から3箇月以内
- ③ 申請年度の3月10日まで

【対象経費・補助金額】

対象経費 空き家に残存する家財道具等の処分又は搬出に要する経費

※家財道具等の処分を委託する場合は、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者に限ります。

補助金額 交付対象経費の2分の1（上限10万円）

【申請書類】

- 阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第1号）
- 空き家の売買契約書類の写し
- 家財道具等処分承諾書（様式第2号）
- 納期が到来している市税等の滞納がないことを証する書類
- 処分する家財道具等の箇所及び内容の詳細が分かる書類
- 処分費用の見積書
- 処分前の現場写真
- その他市長が特に必要と認める書類

阿波市ホームページ



空き家 検索

阿波市 企画総務部 地方創生推進課

（阿波市役所 本庁2階 窓口番号㊸）

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田201-1

電話：0883-36-8707